

岐阜県地域消費喚起事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 県は、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた地場産業の需要の回復を図るため、地域における地場産業の消費を喚起する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 県内中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者（小規模事業者（商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成5年法律第51号）第2条に規定する者（知事が別に定める者を除く。）をいう。）を除く。）のうち、県内に本社又は事業所を有するものをいう。
- (2) 組合等 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会
 - イ 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条に規定する商工組合及び商工組合連合会
 - ウ 一般社団法人又は一般財団法人（以下「一般社団法人等」という。）であって、当該法人の直接又は間接の構成員の3分の2以上が県内中小企業者であるもの
 - エ その他知事が適当と認める団体
- (3) 実行委員会 市町村が参画し、県内中小企業者及び組合等と連携し、及び協力して事業を実施する実行委員会形式の運営組織をいう。
- (4) 連携体 2以上の中小企業者等で構成されるグループで次の要件を満たすもののうち、運営規約、事務処理体制及び当該グループの存続性等から判断して知事が適当と認めたものをいう。
 - ア 当該グループの構成員の中に必ず製造業に属する県内中小企業者が参加していること。
 - イ 当該グループの構成員の半数以上が県内中小企業者であること。
 - ウ 当該グループの代表者は県内中小企業者であって、この補助金に係る特別の会計を設けて、補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）であることを明確にしていること。
 - オ 大企業が参加する場合にあつては、補助事業に要する経費から当該大企業が負担する補助事業に要する経費を控除していること。
- (5) 地場産業 伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第2条第1項の規定による経済産業大臣の指定を受けた伝統的工芸品、岐阜県知事の指定を受けた郷土工芸品その他県内の歴史、風土、経営資源等により地域に根ざした陶磁器、繊維・衣服、和紙、刃物、木工、加工食品等の製品を製造する産業をいう。

(補助事業等)

第3条 補助事業、補助事業団体、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助限度額は、別表1のとおりとする。

- 2 補助金の額は、補助対象経費の実支出額に3分の2以内の補助率を乗じて得た額と補助限度額とを比較して小さい方の額とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、県及び県の外郭団体の補助金の交付の対象となる事業並びに県及び県の外郭団体が主体となって実施する事業へ参画する事業については、補助金の交付の対象としない。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）
- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人等若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用している個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用している個人又は法人等
- (9) 県税を完納していない者

（補助金の交付申請）

第5条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別記第1号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。
- 4 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請をしなければならない。ただし、申請時において当該消費税等仕入控除額が明らかではないものについては、この限りでない。

（補助事業の着手時期）

第6条 補助事業の着手は、規則第5条の交付の決定のあった日以後でなければならない。ただし、やむを得ない理由があると知事が特に認めた場合は、この限りでない。

- 2 前項ただし書の規定の適用を受けようとする者は、補助金交付申請書に事前着手理由書（別記第2号様式）を添付するものとする。

（補助金の交付の条件）

第7条 補助金の交付を決定する場合に付ける条件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 規則第6条第1号から第4号までに掲げる事項
 - (2) 補助事業の完了により補助事業団体に相当の収益が生ずると認められる場合においては、補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきこと。
- 2 知事は、補助金の交付の決定に当たっては、必要に応じ、専門家の意見を聴取することができる。
 - 3 規則第6条第1号の知事の定める軽微な変更は、別表補助事業の欄に掲げる事業ごとに補助対象

経費相互のいずれか低い額の20パーセント以内の配分の変更とする。

- 4 規則第6条第2号の知事の定める軽微な変更は、補助金の交付の目的又は補助事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更及び補助事業の細部の変更とする。
- 5 補助事業団体が規則第6条第1号から第3号までの規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書及び同条第4号の規定により報告しようとする場合の報告書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 規則第6条第1号又は第2号の承認 事業経費配分(内容)変更承認申請書(別記第3号様式)
 - (2) 規則第6条第3号の承認 事業中止(廃止)承認申請書(別記第4号様式)
 - (3) 規則第6条第4号の規定による報告 事業遅延等報告書(別記第5号様式)

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付の決定の日から20日以内とする。

(実績報告)

第9条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

- 2 実績報告書には、別記第6号様式において定める書類を添付しなければならない。
- 3 補助事業団体は、実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額しなければならない。
- 4 実績報告書の提出期限は、補助事業の完了の日(廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。)から起算して30日を経過した日又は交付の決定の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日を原則とする。
- 5 前項の規定にかかわらず、知事は、実績報告書の提出期限について、必要に応じて別に定めることができる。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。ただし、知事が事業の遂行上必要と認めるときは、概算払により交付することができる。

- 2 補助事業団体は、別に知事が指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。
- 3 補助事業団体は、第1項ただし書の規定の適用を受けて補助金の概算払を受けようとするときは、別記第8号様式による概算払請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第11条 規則第4条の申請があった場合において、当該申請をした補助事業団体が第4条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

- 2 知事は、規則第5条の規定による交付の決定をした後において、当該の交付の決定を受けた者が第4条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付の決定を取り消すものとする。
- 3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により補助金の返還を命ずるものとする。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助事業団体は、補助事業の完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、別記第9号様式により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、前項の規定による報告があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずる。

(書類、帳簿等の保存期間)

第13条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(書類の提出部数)

第14条 この要綱に基づき知事に提出する書類の部数は、1通とする。

(補助事業の表示)

第15条 補助事業団体は、補助事業について、県から補助金の交付を受けて実施する旨を別表2に定めるところにより表示するものとする。

2 前項の規定による表示に要する経費は、補助対象経費とする。

(立入検査等)

第16条 知事は、この要綱に基づく補助金に係る予算の執行の適正を期するために必要があるときは、補助事業団体に対して報告させ、又は当該事務担当職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金に限り適用する。

別表1（第3条関係）

補助事業	補助事業団体	補助対象経費	補助率	補助限度額
1 県内又はECサイト（補助事業団体が補助事業のために新たに構築し、又は改修するものに限る。以下同じ。）で行う地場産業に係る県産品フェア開催事業	組合等、実行委員会 又は連携体	県産品フェアの開催に要する次の経費 (1) 県内で行うもの 輸送費、広告宣伝費、会場借上費、委託費その他知事が認める経費 (2) ECサイトで行うもの 広告宣伝費、ECサイトの構築費又は改修費（ページデザイン作成費、ウェブ作成費及び商品画像等作成費）、事務費（通信運搬費及び印刷製本費）、販売物品の送料、委託費その他知事が認める経費	2／3以内	5,000千円
2 感染症対策事業（1の事業に併せて行う場合に限る。）	組合等、実行委員会 又は連携体	感染症対策に要する消耗品費（消毒液、マスクその他の資材であって1物品当たり5万円以下のものに係るものに限る。）、委託費（消毒作業、飛沫対策等 <small>まっ</small> に係るものに限る。）その他知事が認める経費	2／3以内	1,000千円

注 交付の申請の日の属する年度の前年度に国又は県の補助を受けてECサイトを構築又は改修した場合は、ECサイトの構築費又は改修費は、補助の対象外とする。

別表2（第15条関係）

補助事業の標準的な表示方法	表示内容
<p>看板、銘板、広報紙、チラシ、パンフレット、ECサイト等</p> <div data-bbox="174 416 786 619" style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px 0;"> <div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 20px; margin: 0 auto; text-align: center;">表示</div> </div>	<p>この〇〇は、岐阜県からの補助金の交付を受けています。 〇年〇月〇日 団体名</p>

備考

- 1 表示箇所は、目につきやすい箇所又は紙面の許す範囲とする。
- 2 表示された広報紙、チラシ、パンフレット、ECサイト等については、第9条に規定する実績報告書に添付するものとする。